

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	1 利用定員と指導訓練室等のスペースは適切であるか	○		令和2年4月から臨時療育室を構え、2カ所の療育室に人数が多い時は分散して感染しないようにしています。一つの療育室には4名までの参加とし、スペースを確保しています。畑や追いかけっこ、縄跳びやボール遊び等、屋外での活動の場もあります。
	2 職員の配置数は適切であるか	○		児童発達支援の職員は全員で12名で、常時5名以上の職員で療育をしています。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	○		昨年度の4月の緊急事態宣言から臨時療育室を新たに設け、2カ所の療育室にてソーシャルディスタンスをとるようにしています。生活空間は、個別ワークのお部屋、わくわくタイムのお部屋、お集りやおやつのお部屋、自由遊びのお部屋と4つのエリアに分け、どこで活動するのかわかるよう構造化をしています。色分けしたスケジュールボードや絵カード、衝立など、特性やひとりひとりの課題に応じた方法を考えています。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	○		コロナ禍で清潔には十分配慮しています。毎日掃除機の後フローリングシートで畳、床を拭き、利用した椅子、おもちゃ、かご等もアルコール消毒をしています。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか	○		療育後にスタッフ間で振り返りを行っています。放課後等デイサービスとの合同の職員会議を毎月2回行い、話し合いで決めています。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	○		保護者向けアンケートを11月に行いました。率直な思いを教えていただき、今後の療育の参考にさせていただきます。ありがとうございます。その後、療育前後の話し合いにて指導方法をより具体的に提示し、お一人お一人に合わせた個別での面談もより充実するよう改善を行っております。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	○		令和2年11月に利用されている保護者の方全員にアンケート調査を実施。11月当初ご利用の保護者の方全員からの回収が12月に完了し、1月にホームページに評価表を公開します。昨年度の評価表はホームページで公表済みです。保護者の方には、紙面で配布させていただきました。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか		○	第三者委員会はもつておりませんが外部評価はまだしておりません。川崎医療福祉大学の重松先生の職員研修でご指導を受けたり、連合町内会長さんや民生委員さんが訪問してくださっています。ハロウィーンパレードには婦人会の方やご近所の方が協力して下さっています。第三者による外部評価は今後立ち上げていきたいと考えています。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	○		必要な研修はできるだけ参加できる職員が参加し、毎月の会議で資料等を全員が把握できるようにしています。昨年度からオンライン研修も受けています。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	○		見学時に療育体験とインテーク面接、アセスメントを行い、保護者の方のニーズ把握とお子さんの状況や課題分析をして計画を作成しています。利用初日に計画の説明をさせていただきます。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○		アセスメントは、生活・認知・社会性・コミュニケーション・理解などの項目にて行います。実態とねらい、支援方法をモニタリング(評価)し、変更もしています。必要によりVineland-II(適応行動尺度)の面接フォームを利用したアセスメントも行えるようにしています。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	○		児童発達支援ガイドライン(厚生労働省)に従い支援内容を項目ごとに作成し、具体的な支援も、お一人お一人にあわせて記載しています。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	○		支援計画は担当職員が振り返りを行い、責任者が作成をすることで全体で共有を図り、できるだけ職員全員の意見を統一して支援を行うように努めています。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っているか	○		療育後の振り返りミーティングにて個々のお子さんの状況を共有し、立案しています。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	○		個別担当職員を固定せず、お子さんの状況を全員が把握できるようにしています。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成しているか	○		個別ワーク(6課題)と小集団活動を基本としています。集団活動が苦手なお子さんには、別メニューを用意しています。通常は母子分離です。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	○		午前、午後の療育前には役割分担を確認し、お子さんの状況をみて活動内容の変更もしています。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	○		療育後には振り返りを行い、気づいた点は毎回共有するようにしています。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○		連絡ノートへの記載と合わせ、支援内容の記録と今日の成果の確認を行い、次回の療育内容を決めています。担当した職員全員が記入することで、支援の検証になっています。
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか	○		定期的にモニタリングや幼稚園・保育園・ご家庭への訪問を行い、見直しをしています。(訪問は必要性やご希望に応じて行っています)	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	○	支援計画を作成している責任者が参加しています。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	○	地域こども相談センター、保育園・幼稚園とも連携し、相談を受けたり情報提供、共有を保護者の方の許可を得ておこなっています。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか	○	以前は胃ろうをされているお子さんも参加されたり、医療的ケアの必要なお子さんも必要により対応させていただいております。その際はケアが必要なお子さんの通う通園施設とも連携をし、医療的なりハビリ(理学療法)や歯科受診の際にも同行見学をしケアを共有して対応しています。また必要に応じて病気や感染症などは、連携している医療機関や岡山市保健所へ相談できるようにしています。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか	○	主治医との連携は、保護者の方から発達検査結果をいただいたりして状況を共有しています。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○	保育園、こども園、幼稚園等への訪問は随時行っています。できれば保護者の方も同席した会議ができるよう支援しています。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○	就学前の小学校等への訪問も随時行っています。保護者の方のご希望により調整しています。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	○	オンラインで開催があれば他事業所の研修にも参加し、事業所見学もさせていただいております。見学希望の事業所や支援センターからの見学も随時受け入れております。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか	○	時折ですが、ハロウィンなどの行事や畑などで地域のお子さんや地域の方々と交流する機会をつくっています。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか	○	コロナ禍の前は「南区西地域こども部会」にほぼ毎回参加していました。最近では開催されないため、開催されたら参加をします。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	○	毎回お迎え時の10分程度を保護者面談の時間にし、理解の共有を心がけています。15分で足りない場合は、個別で相談室にて面談をさせていただいております。
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っているか	○	コロナ禍でアニーカフェができないため、昨年度は3月に小学生のお子さんのお母さんに講師をしていただき、保護者の方へのサポートブックの作成方法なども伝達していただきました。今年度は1月に開催します。今後も家族支援プログラムの支援にも取り組んでいきたいと考えております。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	○	利用前に重要事項説明書にて運営規定や利用者負担などの説明をしています。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか	○	支援計画には、到達目標・ねらい・支援方法を記載し、まず案を職員間で検討してから説明し、同意をいただいております。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	○	毎回お迎え時の10分程度を保護者面談の時間にし、必要ならば別の時間を設けて相談助言をし、共通理解を心がけています。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか	○	コロナ禍のためアニーカフェは中止しています。そこで公民館で阿部さんを講師にお迎えして「ふつうってなあに」のテーマで就学支援のお話を昨年度はしていただき、保護者の方の交流も少しだけでしたがしました。今年度も1月になりますが、感染状況を鑑みながらも連携ができる研修会を行います。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか	○	相談や質問には随時その場で対応できるよう、常に心がけています。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	○	「おたより」にて行事予定等を毎月発信しています。(以前の保護者向けアンケートでのご意見を参考にしています)
	38	個人情報の取扱いに十分注意しているか	○	職員全体で個人情報の取り扱いについて通常の会議で申し合わせ、十分に配慮するよう確認し取り組んでいます。(書類は鍵付きロッカーに入れてあります)写真配布やホームページへの掲載は、同意書をいただいております。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	○	利用される日は、毎回の面談を設けています。家庭での困りごとや園や学校に向けての気になることなどをその都度お聴き、できるだけの対応をさせていただこうと努力しています。(まだ不十分ですが、寄り添えるよう努めています)
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に関わった事業運営を図っているか	○	地域の方に「畑の先生」になっていただき、植物の育成・収穫等の指導をしていただいております。またハロウィン等の行事では、婦人会のサロンの方々が協力していただき、子どもたちと一緒にご自宅へ訪問させていただき、ご協力をいただいております。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか	○	緊急時マニュアルは玄関に置き、不審者侵入訓練も行っています。感染や嘔吐などの処理もマニュアル化しています。毎月マニュアルに基づき防犯防災訓練を実施しています。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	○	地震・火災・水害・不審者侵入の場合を想定して毎月訓練を実施しています。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか	○	インテーク面談と申し込みシートにて把握しています。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	○	医師からの指示書等をいただき、職員間で確認、対応しています。現在は卵アレルギーのお子さんが多いので、おやつはすべて卵抜きにしています。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	○	ヒヤリハットは細かい部分も職員全員で把握するよう入力シートを作成し、共有しています。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	○	厚生労働省のマニュアルを参考に、職員会議にて研修をおこなっています。今年度は4月の職員会議にて研修を行っています。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか	○	基本的に身体拘束は行いません。 身体拘束に関しては重要事項説明書に記載し利用前に説明しております。